

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年5月21日

【会社名】 GMOアドパートナーズ株式会社

【英訳名】 GMO AD Partners Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 橋 口 誠

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の「最寄りの連絡場所」にて行っております)

【電話番号】 03(5728)7900(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 菅 谷 俊 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区道玄坂1丁目16番3号

【電話番号】 03(5728)7900(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 菅 谷 俊 彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (第6回新株予約権)
その他の者に対する割当
(発行価額の総額)
0円
(発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)
229,438,800円

(注) 本募集は、平成30年3月18日開催の当社定時株主総会決議および平成30年5月21日の当社定時取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として、金銭の払込を要することなく新株予約権を発行するものであります。上記に記載した金額のうち、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、本有価証券届出書提出時点における見込額であり、平成30年5月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に1.05を乗じた価額(1円未満の端数切り上げ)に、本新株予約権の目的となる株式の総数を乗じて算出しています。また、新株予約権の目的となる株式の総数は、「1 新規発行新株予約権証券 (1) 募集の条件」に記載している通り上限の発行数であり、申込数が募集の上限に達しなかった場合や新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、当社が取得した自己新株予約権を消却した場合等には、上記新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】(第6回新株予約権)

(1) 【募集の条件】

発行数	4,692個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年6月6日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	GMOアドパートナーズ株式会社 経営本部 人事総務部
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成30年6月8日(金)
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1. 第6回新株予約権（以下、「本新株予約権」という）は、平成30年3月18日開催の当社定時株主総会および平成30年5月21日開催の当社定時取締役会において、発行の決議がなされております。
2. 申し込みについては申込期間内に当社所定の申込書を申込取扱場所に提出するものとします。
3. 本新株予約権の募集は、ストックオプションの付与を目的として、当社および当社連結子会社の取締役、従業員に対して割当を行うものであり、その内訳は以下の通りです。なお、下記割当数は予定上限であり、申込数が募集の上限に達しなかった場合や新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、当社が取得した自己新株予約権を消却した場合等には減少することがあります。

割当対象者	人数	割当数
当社取締役	7人	434個
当社従業員	14人	504個
当社連結子会社取締役	9人	529個
当社連結子会社従業員	94人	3,225個
合計	124人	4,692個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株です。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的となる株式の総数は469,200株とし、新株予約権1個当たり100株とします。 ただし、付与株式数は下記「(注)1.」の定めにより調整される場合があります。また、申込数が募集の上限に達しなかった場合や新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、当社が取得した自己新株予約権を消却した場合等には、上記新株予約権の行使によって付与される株式の総数は減少することがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受ける普通株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とするものとします。 なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合は、下記「(注)2.」に記載の算式に基づき行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	229,438,800円 上記株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時点の見込額であります。申込数が募集の上限に達しなかった場合や本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合もしくは新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、および当社が自己新株予約権として取得した本新株予約権を消却した場合等には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、前掲の「新株予約権の目的となる株式の数」で除した額とします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とするものとします。
新株予約権の行使期間	平成32年6月9日（火）～平成37年5月20日（火）
新株予約権の行使請求の行使請求および払込の方法、受付場所、取次場所および払込取扱場所	本新株予約権を行使請求しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く）のコードその他必要事項を記載して、これに記名捺印した上、これを前掲の「新株予約権の行使期間」記載の期間内に下記受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を、現金にて、下記払込取扱場所の当社の指定する口座に入金するものとします。 新株予約権の行使請求の受付場所 当社経営本部 人事総務部 担当部署の名称は社内の規定改定や人事異動・組織変更に伴い変更となる可能性があります。 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 渋谷駅前支店

新株予約権の行使の条件	本新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役もしくは従業員または当社連結子会社の取締役もしくは従業員 の地位にあることを要するものとします。 新株予約権の質入れ、担保権の設定および相続は認めないものとします。 その他権利行使の条件は、別途取締役会にて定める「新株予約権の募集要 項」および当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」 に定めるところによるものとします。
自己新株予約権の取得事由および取得の条件	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が株式交換完全子会社 となる株式交換契約、新設合併契約または株式移転計画が株主総会で承認 されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で 取得することができるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認 を要するものとします。
代用払込に関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設 分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」 という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存 する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対 し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書または計画 書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書また は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イから ホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権 をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権 は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

(注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の種類および数（以下、「付与株式数」という）は普通株式100株とします。ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という）の後、当社が普通株式の分割、または、普通株式の併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、当社は、株式無償割当を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社が合理的と考える範囲で付与株式数を調整することができるものとします。

かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式数については、これを切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないものとします。なお、「時価」とは、普通株式の発行または処分に係る払込期日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値をいいます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数を控除した数とし、当社が保有する普通株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社が合理的と考える範囲で行使価額を調整することができるものとします。

3. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

4. 新株予約権証券および株券の発行はしないものとします。
5. 新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、新株予約権の行使請求に必要な書類が前掲「新株予約権の行使請求の行使請求および払込の方法、受付場所、取次場所および払込取扱場所」に記載した行使請求および払込の方法に基づき手続きされた場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとします。

本新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、本新株予約権の目的である当社普通株式の株主となります。

当社は、行使手続き終了後直ちに、新株予約権者があらかじめ当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続きを行うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
229,438,800	1,000,000	228,438,800

- (注) 1. 本新株予約権の発行は無償により行われるため、上記記載の払込金額の総額および差引手取概算額は、新株予約権が発行上限数の全量行使された場合における「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額」を記載しています。また、本有価証券届出書提出時点における見込額であります。
2. 上記記載の払込金額の総額および差引手取概算額は、申込数が募集の上限に達しなかった場合、また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合もしくは新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、および当社が自己新株予約権として取得した本新株予約権を消却した場合等には、減少することがあります。
3. 発行諸費用の概算額には消費税等を含めておりません。

(2) 【手取金の使途】

本募集は、当社グループの企業価値向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役・従業員および当社連結子会社の取締役・従業員に対して、金銭の払込を要することなくストックオプションとして本新株予約権を発行するものであり、資金調達を目的とするものではありません。

したがって、本新株予約権の行使による払込は、新株予約権者の判断に委ねられるため、現時点でその金額および払込時期について資金計画に織り込むことは困難であり、差引手取概算額の具体的な使途については現時点で未定であり、行使による払込がなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第19期 平成30年3月19日提出）および四半期報告書（第20期 平成30年5月15日提出）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書および四半期報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において、変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第19期 平成30年3月19日提出）の提出日以降、以下の臨時報告書を提出しております。

(平成30年3月19日に提出した臨時報告書)

1 【提出理由】

当社は、平成30年3月18日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年3月18日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円00銭

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)10名選任の件

取締役として、熊谷正寿氏、橋口誠氏、堀内敏明氏、菅谷俊彦氏、伊藤幹高氏、渡部謙太郎氏、安田昌史氏、有澤克己氏、須田昌樹氏、および佐久間勇氏の10名を選任する。

第3号議案 監査等委員3名選任の件

監査等委員として、稲葉幹次氏、熊谷文麿氏、および杉野知包氏の3名を選任する。

第4号議案 補欠監査等委員1名選任の件

補欠監査等委員として、仲村周明氏の1名を選任する。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

ストックオプションとして発行する新株予約権募集事項の決定を当社取締役会に委任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	133,817	74	0	(注) 1	可決 97.49
第2号議案 取締役10名選任の件					
熊谷正寿	133,690	203	0		可決 97.40
橋口誠	133,729	164	0		可決 97.43
堀内敏明	133,730	163	0		可決 97.43
菅谷俊彦	133,729	164	0		可決 97.43
伊藤幹高	133,731	162	0	(注) 1	可決 97.43
渡部謙太郎	133,728	165	0		可決 97.43
安田昌史	133,696	197	0		可決 97.40
有澤克己	133,699	194	0		可決 97.40
須田昌樹	133,728	165	0		可決 97.43
佐久間勇	133,716	177	0		可決 97.42
第3号議案 監査等委員3名選任の件					
稲葉幹次	133,680	213	0	(注) 1	可決 97.39
熊谷文麿	128,096	5,797	0		可決 93.32
杉野知包	133,759	134	0		可決 97.45
第4号議案 補欠監査等委員1名選任 の件				(注) 1	
仲村周明	133,765	128	0		可決 97.45
第5号議案 新株予約権発行の件	133,450	443	0	(注) 2	可決 97.22

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第19期)	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日	関東財務局長に提出 (提出日 平成30年3月19日)
四半期報告書	事業年度 (第20期第1四半期)	自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日	関東財務局長に提出 (提出日 平成30年5月15日)

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年3月18日

GMOアドパートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 英樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 恭仁子 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているGMOアドパートナーズ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOアドパートナーズ株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、GMOアドパートナーズ株式会社の平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、GMOアドパートナーズ株式会社が平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月18日

GMOアドパートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 英樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 恭仁子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているGMOアドパートナーズ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOアドパートナーズ株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年5月14日

GMOアドパートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 英樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 恭仁子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているGMOアドパートナーズ株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、GMOアドパートナーズ株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。